

小型無人機妨害器材の整備等に係る契約希望者募集要項(公募)

小型無人機妨害器材の整備等に係る契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

(公募実施権者)

分任支出負担行為担当官

徳島航空基地隊徳島経理隊長

記

1 調達品目

令和8年度、9年度及び10年度における小型無人機妨害器材の整備等
なお、対象品目は別紙のとおり。

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)

第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある者に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(5) 応募時点において有効な競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の四国地域の競争参加資格を有する者又は経営規模及び経営の状況がそれと同等であること。

- (6) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。
- (7) 当該役務の履行に必要な次の要件を有している又は契約締結時までに有することができる者
 - ア ライセンス及びその他の技術援助協定が必要とされる場合は、製造会社等とのライセンス及びその他の技術援助協定を締結していること。
 - イ 履行に必要な所要の計測器、試験装置及び専門治工具類を有すること。
 - ウ 履行に必要な能力を有する技術者が確保されていること。
 - エ 不具合発生時に迅速かつ継続的に対応が可能であること。
 - オ 防衛省規格及びISO規格等の品質管理能力を有すること。
- (8) 下請企業への一部業務委託

当該役務の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる業務に応じて、本項第6号から第7号の項目を満たすこと。

3 参加表明書及び技術資料の提出

応募する者は、別紙様式に示す「参加表明書」及び次に掲げる資料(以下「技術資料」という。)を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで資料の提出を省略することができる。

- (1) 資格審査結果通知書(写し)
- (2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類(直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要)
- (3) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。
- (4) 過去5年間の受注実績一覧表(実績がない場合は、省略可)
- (5) 前項第7号に規定する能力、体制等を証明する書類
- (6) 下請企業に業務を一部委託する場合は、下請(予定)企業一覧表

なお、委託する業務によっては、前項第6号から第7号の規定を証明する書類

5 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊徳島航空基地隊徳島経理隊契約班

〒771-0292 徳島県板野郡松茂町住吉字住吉開拓38

TEL 088-699-5111 内線3445

(2) 提出期間

令和8年8月14日(金)～令和8年9月7日(月)

(3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

(4) 提出部数

参加表明書、技術資料共各2部(第3項に定める会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部)

(5) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

(6) 募集期間内であっても、当該公募に係る調達が終了していることがある。

6 技術資料の審査等

(1) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

(2) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊の担当者から設備及び体制等の調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め、調査に協力しなければならない。

7 応募者に対する審査結果の通知

公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を応募者に対し通知する。

8 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、公募実施権者に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日(土、日及び祝日を除く。)以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口:海上自衛隊徳島航空基地隊徳島経理隊契約班

イ 時間:直接持参する場合は土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

(2) 公募実施権者は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立の書面を受理した日の翌日から起算して5日(土、日及び祝日を除く。)以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から3日(土、日及び祝日を除く。)以内に書面をもって申し立てることができ、公募実施権者は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から起算して3日(土、日及び祝日を除く。)以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 応募にあたっての留意事項

(1) 応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった者は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ 提出資料は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

(2) 資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。

(3) 調達品目の仕様に関する問合せを契約担当官等に行うことができる。

(4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。

ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

小型無人機妨害器材の整備等

対象品目	規格 (型式)	募集区分			
		調査	設置	点検整備	修理
小型無人機妨害器材	LLQ－2	○	○	○	○

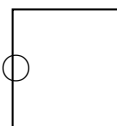
※修理については不具合調査を含むものとする。

令和○年○月○○日

徳島航空基地隊徳島経理隊長 殿

○○株式会社

代表取締役社長 ○○ ○○



参 加 表 明 書

標記について、下記のとおり応募します。

記

公示番号(日付)

08公示第5号(令和8年8月14日)

調達品目

令和8年度、9年度及び10年度における小型無人機妨害器材の整備等

添付書類: 1 資格審査結果通知書(写し)

2 令和○年○月期有価証券報告書及び監査報告書

3 技術資料一式